

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。(☎はお知らせ端末の番号)



## 平成 24 年度 阿蘇市職員採用試験

●総務課 人事係 ☎22-3111 ☎55-3111

平成 24 年度阿蘇市職員採用試験を下記のとおり実施します。

- 第 1 次試験実施日 9 月 16 日(日)
- 第 1 次試験地 熊本県立阿蘇中央高等学校 (阿蘇校舎)
- 受付期間 7 月 23 日(月)～8 月 10 日(金)  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 (但し、土・日曜日は除く)  
※郵送申込みは、8 月 10 日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。

### ●試験区分等

区分	職種	採用予定数	職務の概要等
高卒程度	一般事務	3 人程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
高卒程度	一般事務 (身体障がい者対象)	2 人程度	
資格 免許職	保健師	1 人程度	市長部局等において、保健師の職務に従事します。

### ●受験資格

区分	職種	受験資格
高卒程度	一般事務	昭和 62 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方
高卒程度	一般事務 (身体障がい者対象)	昭和 58 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方で、身体障がい者手帳の交付を受け、自力により通勤ができ、かつ介助なしで職務の遂行が可能な方 また、活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる方
資格 免許職	保健師	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方又は平成 24 年度実施の国家試験で取得する見込みの方

### ●申込書の請求方法

直接取りに来る場合	阿蘇市役所 2 階 総務課人事係 に用意してあります。
郵送で請求する場合	封筒の表に「阿蘇市職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (A 4 サイズが入るもの) を同封の上、「〒 869-2695 阿蘇市役所 阿蘇市総務課人事係」に請求してください。
インターネットからダウンロードする場合	阿蘇市のホームページ ( <a href="http://www.city.aso.kumamoto.jp/">http://www.city.aso.kumamoto.jp/</a> ) にアクセスして、申込書(PDF 形式)をダウンロードしてください。なお、A 4 サイズの厚紙 (官製はがき程度の厚さで白紙) を使用してください。

上記試験の合格者は、10 月下旬頃に阿蘇市役所において第 2 次試験 (面接) を実施します。





後期高齢者医療の被保険者の方へ  
8月から新しい保険証をご使用ください

●高齢者支援課 高齢者医療係 ☎22-3145 ☎56-3145

一部負担金の割合

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者

➡ 3割

上記条件に該当しない世帯の被保険者

➡ 1割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになっています。臓器提供の意思表示をする際はボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しています。

**現** 証（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。  
新しい保険証（黄色）は7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証（黄色）をお使いください。  
新しい保険証（黄色）

に記載してある一部負担金の割合は、平成24年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。  
なお、現在お持ちの保険証（水色）は8月1日以降に、ハサミ等で破棄していただきますようお願いいたします。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新及び新規申請のお知らせ

●更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からご使用ください。

●新規の申請について

低所得者Ⅰ・Ⅱの方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、入院される場合には、この認定証が必要となりますので、高齢者支援課の窓口にて申請してください。  
なお、現役並み所得者、一般所得者の方は該当しません。（下表を参照）

●申請に必要なもの

▼後期高齢者医療被保険者証  
▼印かん

区分	一部負担金の上限額	食事代（1食あたり）
現役並み所得者（※1）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	260円
	4回目から44,400円	
一般所得者（※2）	44,400円	260円
低所得者Ⅱ（※3）	24,600円	過去12か月で90日までの入院 210円
		過去12か月で90日を超える入院 160円（※5）
低所得者Ⅰ（※4）	15,000円	100円

- ※1 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の方がいる場合。
- ※2 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
- ※3 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の方。
- ※4 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる方。（年金収入のみの場合は、80万円以下の方）
- ※5 入院期間が90日を超えた場合は、申請により食事代が160円になります。





# 阿蘇市水道局から各種お知らせ

●水道課 ☎22-3196 ㊟22-3196



**節水にご協力を！**

## 阿

蘇市水道局の水源は、地下水や湧水を利用していますが、地域によっては地下水位の低下や湧水量の減少が見られる水源もあります。

今年の夏は、計画停電が予定されていますが、節水することで電力使用量も減少し、節電にもつながりますので、より一層の節水にご協力をお願いします。



**水道料金の減免**

## 各

家庭に水道が普及して約50年以上経過し、家庭内の水道管の老朽化や環境変化による異常低温などにより、水道管や水道機器が凍結・破損し水道料金が高額になるケースが多く発生しています。

このことから市民の皆さまへの軽減措置として、平成24年4月1日から水道料金の減免要綱を制定し、漏れた分（1ヶ月分）の1/2を減額できるようにしました。

なお、減免申請には修理業者の修理証明及び写真等が必要となります。



▲破裂した水道管。

**給水管の修理範囲を変更しました**

## 配

水管（水道本管）から家庭内への給水管（家庭内への水道引込管）

は、水道所有者（使用者）の管理範囲となっております。水道局では、給水管の修理・修繕範囲として元来、止水栓手前まで実施して

きましたが、平成24年4月1日から水道メーターまでと変更しました。

なお、水道メーターからご家庭内の修理については従来どおりお客様の修理範囲となっております。また、水道メーターは水道局からの貸付になっておりますので管理不足等による破損は、お客様に請求することがありますので注意して下さい。（注）お客様の過失による給水管の破損等については、お客様負担となります。

今後も、安心、安全な水の安定供給に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、ご質問やご不明な点は、水道課までお問い合わせ下さい。



# お知らせ端末は正しく、楽しく利用しましょう！

●情報課 広報情報係 ☎22-3253 ㊟55-3253

**お知らせ端末の電源は入れておきましょう**

お知らせ端末は市からの行政情報や防災情報、火災など緊急放送を発信しています。電源が入っていないければお知らせ情報が聞けませんので、お知らせ端末とONU（お知らせ端末近くにある白い機械）の電源は入れるようにしましょう。

**お知らせ端末は市からの貸与品です。大切に扱いましょ**

お知らせ端末とONUは精密機械です。定期的に乾いた柔らかい布などで、ほこりをとるなど掃除を行ってください。

また、お知らせ端末やONUが壊れた場合は修理代を負担していただく場合がありますので大切に扱うようにしましょう。

**転出や転居などで長期不在をする場合は返却しましょ**

お知らせ端末は市の貸与品です。市外への転出や転居などで長期不在となる場合は、お知らせ端末とONUを返却してください。返却にあたっては情報課または各支所にご連絡ください。



《テーマ：最近、一番感動したことは？》

バレーボールの練習でサーブが入るようになってうれしかった。

（古城小4年・井 彩夏）